

中学校生活の心得

阿武町立阿武中学校

校訓：期待する生徒像

自主	：	志をもち、意欲的に学び、挑戦し続ける生徒
敬愛	：	思いやりをもち、つながりを大切にする生徒
健康	：	自他の生命を尊重し、心身共に健康で、活力に満ちた生徒

1 登下校

- (1) 登下校は、決められた通学路を通り、安全に努めること。
- (2) 徒歩やバス、自転車通学にかかわらず、交通ルールやマナーを守ること。

2 校内生活

- (1) 8時までには、登校すること。
欠席連絡は、8時05分までに保護者が必ず行うこと。
- (2) 学校生活に必要なものを持ってこないこと。

3 制服について

更衣は、6月1日・10月1日とする。前後10日程度を移行期間とする。

【男子】

上着	4月～5月 10月～3月 6月～9月	マオカラー学生服 ※ 名札着用 — 白のカッターシャツまたは開襟シャツ 白色の下着を着用すること (体操服やTシャツは好ましくない)
ズボン	スラックス (黒か紺のベルトを必ず着用のこと)	

【女子】

上着	4月～5月 10月～3月 6月～9月	指定のセーラージャケット ※ 名札着用 — 白のカッターシャツまたはブラウス 白色か白に近い淡色の下着を着用すること (体操服やTシャツは好ましくない)
スカート	指定のプリーツスカート (長さは、膝頭が隠れる程度とする) 縫い上げたり、折り上げたりしないこと	

- ☆ 男女とも白のカッターシャツ・ブラウスは、ズボンやスカートから出さないこと。
- ☆ 更衣室は着替えのための部屋です。
おしゃべりや休憩などでの利用は禁止します。
- ☆ 更衣室は施錠を原則とします。4校時終了後、6校時終了後には解錠します。
- ☆ 放課後は荷物を部活動の活動場所へ移動させること。
原則として更衣室は使用しないこと。

※靴下について：色が白または黒であればよい。ワンポイントはよい。

*スニーカーソックスは、白または黒色に限る。ただし、儀式のときは、不可。

*くるぶしが出るスニーカーソックスは不可。

(令和4年6月22日改正)

【体育時の服装】

- ・半袖体操シャツのすそは、ハーフパンツの中に入れること。
 - ・ジャージの上着の下から体操服がはみ出さないようにすること。
 - 首もとのファスナーは、下から10cm程度上げ、下げっぱなしにしないこと。
- ※ヘアピンについては、危険防止のために、体育や部活動の際ははずすこと。

- ・ 指定のジャージ上下、ハーフパンツ、半袖体操シャツ

【冬季の服装】

- ・制服の下にジャージは着用しないこと。
- ・制服の下に着るもの（セーター・トレーナー・ベスト等）の色は、白・黒・紺・グレー系などの、派手でないものにする。
- ・制服の下に着ているものが見えないような着方（すそ・えり・そでから大きく出さない）をする。
- ・手袋、マフラー、コート、ウィンドブレーカーは着用してもよい（原則12月～3月）。

4 持ち物・身だしなみについて

- (1) カバン 黒色・紺色であれば、手提げ型でもスリーウェイ型でもよい。
- (2) 補助バッグ 指定はしないが、大きすぎず華美でないもの。
- (3) 上履き スリッパ（男子：青 女子：赤）
- (4) 靴 白地を基調としたの運動靴。高価な靴や華美な靴は履かないようにすること。（令和5年9月13日改正）
- (5) 体育館シューズ 規定なし
- (6) 頭髮 健康や学習の妨げにならない清潔で自然な髪型であること。
整髪料は使用しないこと。※ツープロックは不可
肩より長くなる場合はくくり、前髪は目にかからないようにすること。
ピン・ゴムは、派手でないものを使用すること。
- (7) 下着 男子は白色。女子は、白色あるいは白色に近い淡色とする。
- (8) その他 マニキュアや香水等の使用は禁止する。
制汗剤を使用する場合は、無臭のものに限る。

5 学校生活の時程表

- ノーチャイム・・・時計を見て行動すること。5分前行動を心がけること。
- 8時までには教室に入ること。（朝読書は8時5分から。遅刻の限界は8時10分）

6 自転車使用について

- (1) 自転車通学の許可地区は、河内・土・筒尾・上郷・下郷・福賀の6地区のみ。
- (2) 自転車通学生は、登下校時にヘルメット・安全ベストを必ず着用すること。
- (3) 自転車は、きちんと整備されたもので、体格にあった大きさのものを使用すること。
- (4) 自転車は、定期的に整備・点検を行うこと。（自転車点検済証明書の提出）
- (5) 徒歩通学生は、午前中に授業が終わった日や休日、長期休業中の部活動参加などの場合について自転車の使用を認める。ただし、自転車点検に合格し、保護者の承諾が得られた者のみとする。（自転車使用許可願を提出した者に限る）
- (6) 私用の場合も、ヘルメットの着用など安全を第一に考えて乗車すること。
- (7) 自転車に関する規則が守れず違反を繰り返した場合、生命尊重の立場から、自転車の使用許可を取り消すこともある。
＜1回目＞注意 ＜2回目＞1週間の停止 ＜3回目＞3か月の停止

7 総下校時間について

- (1) 日没の時間をもとにして決定（スクールバスの出発時間を兼ねる）。
- (2) 原則として、中間・期末テストの1週間前より部活動は中止。
- (3) 部活動終了後は、友だちを待ったり遊んだりせず、速やかに下校すること。
※部室の施錠や清掃は各部で責任をもって行うこと。

8 部活動について

- (1) 健康な心と体をつくり、仲間とともに喜びも苦しみも分かち合おう。
- (2) 部活動を欠席する場合は、開始時間までに、必ず顧問へ連絡すること。